

# 洋学史学会会則

## 第1条 (名称)

本会は洋学史学会 (**The Society for the History of Western Learning in Japan**) と称する。

## 第2条 (目的)

本会は洋学史の研究と普及・発展をはかることを目的とする。

## 第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年会および研究集会の開催
2. 機関誌、その他の刊行物の発刊
3. その他本会の目的達成に必要と認められる事業

## 第4条 (会員)

本会は本会の趣旨に賛同する者によって組織し、会員は次の5種とする。会費は別に定める。

1. 正会員 洋学史の研究に従事する者および洋学史の研究に積極的な関心を持つ者で、所定の会費を納入する個人
2. 学生会員 洋学史に関心を持つ学生で、入会金を納め、所定の会費を納入する個人
3. 団体会員 洋学史の研究情報を収集しようとする研究機関・図書館等で、所定の団体会費を納入する団体
4. 賛助会員 本会に特別の援助を提供する個人または団体
5. 名誉会員 学会の活動ならびに洋学史研究に特に顕著な貢献があり、総会の決議を経て推薦された者。名誉会員は会費を納入する必要はない。

## 第5条 (特典)

会員は次の特典を有する。

1. 研究情報の共有 本会主催の研究集会などに参加し、機関誌その他の本会発刊の刊行物の配布を受ける。
2. 研究の発表 本会主催の研究集会で発表し、機関誌に投稿できる。

## 第6条 (入退会)

次の手続きにより、入退会を決定する。

1. 入会にあたっては、本人が申し込み、理事会の承認を受け、入会金および年会費を納めるものとする。
2. 退会にあたっては退会届を提出するものとする。ただし会費を所定の期間以上滞納した場合は退会とみなされることがある。なお、会費の未納があるときは、これを完納しなければならない。

3. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき、理事会の議決を経て、会長がこれを除籍することができる。

## 第7条（役員）

本会は役員をおき、任期は2年とする。

1. 会長1名 本会を代表し、会務を総括する。
2. 評議員25名以内 会の運営に関する重要事項を審議決定する。
3. 理事若干名 会長を補佐し、会の運営にあたり、通常の会務を処理する
4. 本会の運営のために、理事および評議員は、総務、編集、研究・企画の業務を分掌する。
5. 専門委員若干名 通常の会務を円滑に遂行するために評議員以外の会員に専門委員を委嘱することができる。専門委員は委嘱された会務を分担する。
6. 監事2名 本会の会計を監査する。会長は評議員の互選により、原則として重任しないものとする。評議員および監事は総会において選出される。理事は評議員の内から会長がこれを委嘱する。理事および専門委員は任期ごとに会長がこれを委嘱し、再任を妨げない。

## 第8条（会議）

1. 総会は年1回開催し、会則の変更、評議員および監事の選出、その他の重要事項を審議・決定する。必要に応じて臨時総会を開くことができる。
2. 評議員会は年2回以上開催し、理事から会務の執行状況について報告を受け、事業計画および予算を審議し、これを総会にはかる。

## 第9条（事務局）

本会の事務局は評議員会の議によってこれを置く。事務局には事務局長をおくことができる。事務局長は会長の委嘱による。

## 第10条（支部）

本会に支部をおくことができる。

付則本会則は1991年6月30日から実施する。

1991年 6月30日制定

1992年11月29日改正

1994年 5月22日改正

1999年 5月30日改正

2003年 5月11日改正

2004年 5月 9日改正

2016年 5月 7日改正